

議案第 77 号

伊賀市特別用途地区建築条例の一部改正について

伊賀市特別用途地区建築条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 6 年 6 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

伊賀市特別用途地区建築条例（平成 20 年伊賀市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「別表左欄に掲げる特別用途地区内においては、同表」を「特別用途地区内の大規模集客施設制限地区においては、法別表第 2 ^{（ホ）} の項の」に改める。

第 4 条中「掲げる」の次に「基準の」を加える。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。